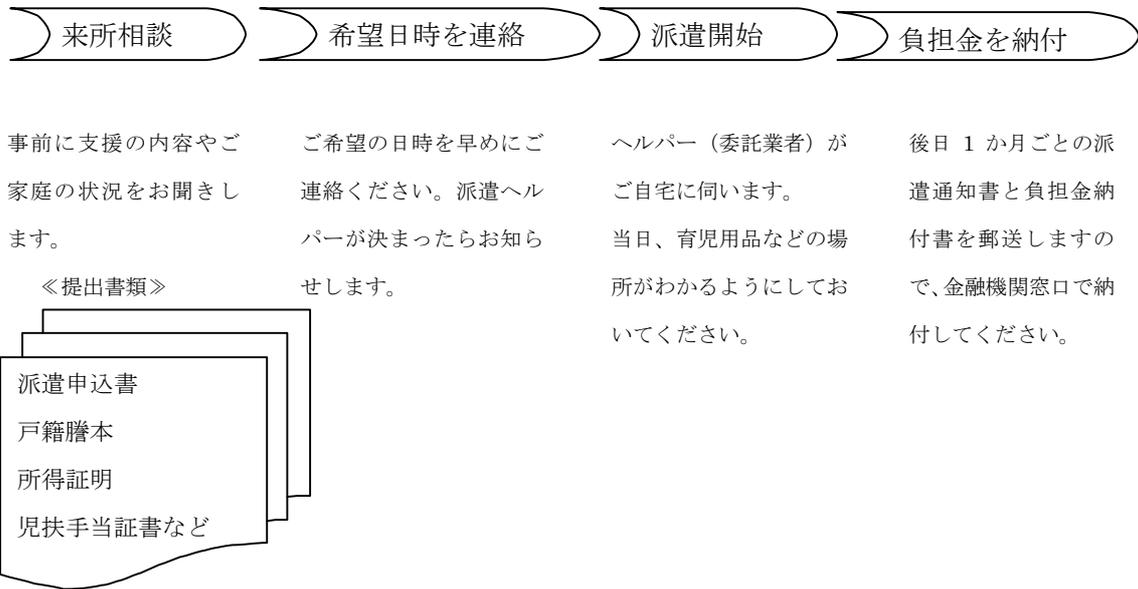


ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業のしおり

- 1 ひとり親家庭ホームヘルプサービスとは
小学生以下の児童のいるひとり親家庭（母子家庭や父子家庭等）の世帯が、ひとり親家庭になった直後や親又は児童の一時的なけがや病気等で家事や日常生活の援助が必要となったとき、ホームヘルパーを派遣し、日常の生活等必要な援助を行う制度です。
収入により負担金がかかる場合があります。
- 2 派遣の対象となる世帯
小学生以下の児童のいるひとり親家庭（母子家庭や父子家庭等）で、次の要件が当てはまり援助が必要な家庭にヘルパーを派遣します。
 - (1) ひとり親家庭となって間もないため、日常生活に支障をきたしている世帯。
 - (2) ひとり親家庭の親又は日常の家事や育児を行っている祖父母等が一時的に傷病であるとき。
 - (3) 親族等の看護を行うとき。
 - (4) 冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席するとき。
 - (5) ひとり親家庭が技能習得のため通学、就職活動、出張、残業又は学校の公式行事への参加等を行うとき。
 - (6) その他ひとり親家庭のためにホームヘルプサービスが必要と認められるとき。
- 3 ホームヘルプサービスの内容
 - (1) 食事の世話
 - (2) 住居の掃除及び整理整頓
 - (3) 被服の洗濯
 - (4) 生活必需品等の買物
 - (5) 育児
 - (6) その他必要な用務
- 4 派遣時間等
午前 7 時から午後 10 時まで、1 日につき 1 時間以上 8 時間以内。

5 申し込みから派遣の流れ



※提出書類は省略できるものもあります。

※申請書に個人番号を記入していただく必要があります。

6 利用料金

前年の所得に応じて、次のとおり負担額が異なります。

階層区分	1 時間あたりの負担額
生活保護世帯及び当該年度市民税非課税世帯	0 円
当該年度児童扶養手当支給水準世帯	150 円
上記以外の世帯	300 円

7 問い合わせ・申し込み

浦安市こども家庭支援センター

電話 047-351-7698

所在地 浦安市猫実 1-2-5

健康センターB1F